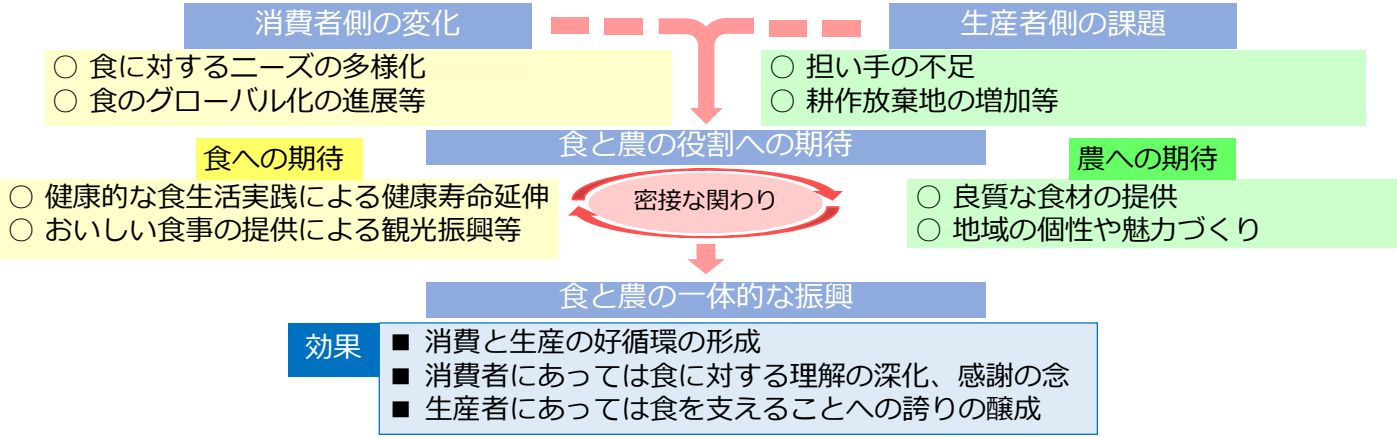


# 奈良県豊かな食と農の振興に関する条例 の概要

## 条例制定の背景 (前文)



## 目的

食と農の振興に関し、基本理念を定め、県の責務並びに生産者等、食品関連事業者等及び県民の役割を明らかにするとともに、食と農の振興の施策の基本となる事項を定めることにより、食と農の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって**県民の健康で豊かな生活の向上**及び**地域経済の健全な発展**に寄与することを目的とする。

## 基本理念

食と農の振興は、**県民及び県を訪れる者に、安全で品質の優れた農畜水産物等及びおいしく食べる機会を提供**するとともに、**食のブランド化を進めることを基本とし、県民の健康増進及び豊かな食生活、子どもの健全育成並びに観光振興等の地域経済の活性化に資するよう、一体的に推進する。**

## 責務と役割

### 県の責務

- 基本的施策の総合的・計画的な実施
- 生産者、食関連事業者等の関係者との協働及び連携

### 生産者等の役割

- 消費者の求めに応じた、品質が優れ、安全性の高い農畜水産物等の生産、流通、販売

### 食品関連事業者等の役割

- 品質の優れた県産農畜水産物等の利用促進及び食と農の振興への積極的な役割の発揮

### 県民の役割

- 品質の優れた農畜水産物等の消費による、健康的で豊かな食生活の実践

## 基本計画

○ 基本的な計画（主要な目標及び施策）の策定及び公表

## 基本的な施策等

### 食の提供の充実

- 市場動向に基づく重点的な生産振興、品質の向上と安全性、安定生産の確保
- 事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出の推進
- 国内外への情報発信、流通の円滑化、多様な販路拡大

### 食を楽しむ機会の拡大

- 食と農に強い人材の育成、開業支援
- 飲食店・宿泊施設における食事の満足度の向上
- 食と農の地域資源に触れ、親しむ機会の拡大
- 地域の食文化の継承、創造、発信

### 健康的な食生活の実現

- 品質の優れた農畜水産物等を活用した、適切な食習慣の普及、定着

### 子どもの健全育成

- 子どもの食への県産農畜水産物等の利用促進（家庭、学校、地域社会）
- 子どもの食生活の改善に資する食事の機会の提供

## その他

### 市町村に対する支援

- 市町村が実施する施策を支援するための情報の提供、助言等

### 財政上の措置

- 食と農の振興に関する施策を実施するため、効果的かつ効率的な財政上の措置

※ 施行 令和2年4月1日